

景観審議会について

景 観 審 議 会

景観審議会は、市長の諮問に応じて長野市景観計画の変更や修正、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定など景観の形成に関する必要な事項の調査、審議、長野市の景観を守り育てる条例に基づく顕彰の選考等を行うとともに、長野市屋外広告物条例に関する調査、審議をする組織

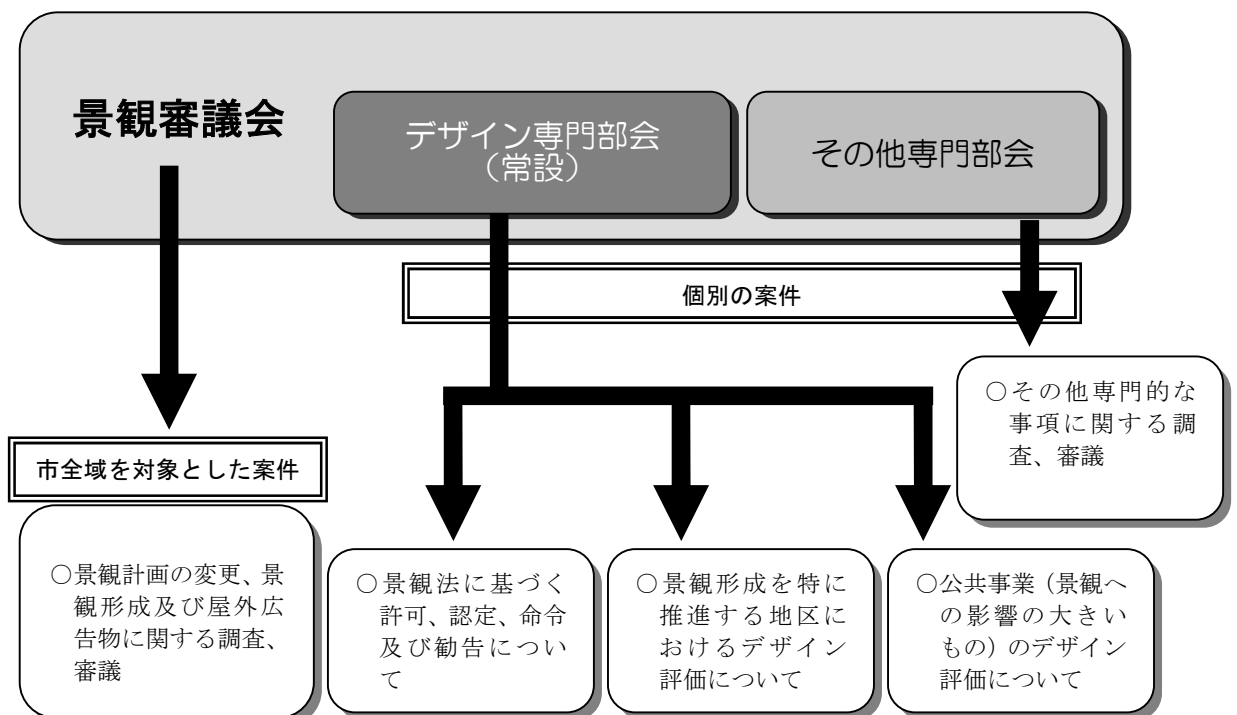
デザイン専門部会

景観法に基づく許可、認定、命令及び勧告に関する事項、景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項、公共事業のデザイン評価に関する事項等について、長野市の景観を守り育てる条例に基づき、景観審議会の中に設置し、景観に関する専門的な意見を聴くための組織

* デザイン専門部会の議決をもって、景観審議会の議決とすることができる
(条例第 32 条第 2 項)

そ の 他 専 門 部 会

景観計画、屋外広告物条例の改定など必要の応じ景観審議会の中に設置し、必要に応じ専門的な意見を聞くための組織
(条例第 33 条)



1 長野市景観審議会が審議する案件について

【長野市の景観を守り育てる条例】

- 景観計画を策定又は**変更**しようとするとき (8条、9条)
- 大規模行為景観形成基準に基づき勧告を受けた者が、勧告に従わない場合にその事実を公表するとき (13条4項)
- 景観重要建築物及び景観重要樹木の指定**と、指定を解除するとき (17条1項、20条1項)
- 景観賞**等、顕彰をしようとするとき (24条3項)
- この条例に定めるもののほか、**市長の諮問に応じ景観の形成に関する事項**について調査及び審議する (26条)

【長野市屋外広告物条例】(9条8項、43条)

- 屋外広告物表示**禁止物件の指定**について (3条1項)
- 屋外広告物の**表示方法等の基準**について (4条1項～4項)
- 屋外広告物**規制地域の指定**、指定の解除又はその区域の変更について (5条)
- 屋外広告物**特別規制地区の指定**、解除及び区域の変更について (6条1、2項)
- 屋外広告物**特別規制地区の基本方針、設置基準の制定**と変更について
- 屋外広告物モデル地区の指定、解除及び区域の変更について (7条1、2項)
- 屋外広告物モデル地区の基本方針、設置基準の制定と変更について
- 屋外広告物活用地区の指定、解除及び区域の変更について (8条1、2項)
- 屋外広告物活用地区の基本方針、設置基準の制定と変更について
- 屋外広告物規制地域、同特別規制地区、同活用地区の基準の制定と変更について (9条2項)
- 上記地区等における基準に適合しない場合の特例許可 (9条8項)

2 デザイン専門部会が審議する案件について

【長野市の景観を守り育てる条例】

- 行為の届出内容が、長野市景観計画に定められた景観形成基準に適合しない場合に届出者に対し設計の変更など必要な措置をとることを命令又は勧告について

【条例第 31 条第 1 項第 1 号（条例第 13 条 2 項・15 条）関係】

- 景観重要建造物の増改築等又は景観重要樹木の伐採等について

【条例第 31 条第 1 項第 1 号（条例第 18 条・19 条）関係】

- 景観形成を特に推進する地区におけるデザインの評価について

【条例第 31 条第 1 項第 2 号関係】

- 公共事業のデザインの評価について

【条例第 31 条第 1 項第 3 号関係】

- 長野市景観計画に定められた高さに関する景観形成基準のただし書きについて

【長野市景観計画】

- ・大規模行為景観形成基準における高さ制限 30mを超える電気供給・通信施設の緩和
- ・善光寺周辺地区における高さ制限 20mを超える電気供給・通信施設の緩和
- ・大門町南景観計画推進地区における高さ制限 20mを超える電気供給・通信施設の緩和
- ・松代町景観計画推進地区における高さ制限 20mを超える電気供給・通信施設の緩和

3 その他

- 審議会の開催 委員の過半数の出席が必要【条例第 30 条第 2 項】
- 審議会の議事決定 出席委員の過半数の同意が必要【条例第 30 条第 3 項】
- 専門部会の開催 委員の過半数の出席が必要【条例第 32 条第 1 項】
- 専門部会の議事決定 出席委員の過半数の同意が必要【条例第 32 条第 1 項】
- 専門部会の設置 必要に応じ審議会に専門部会を置くことができる【条例第 33 条】